

# まもろうネットニュース第12号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和元年 10 月 25 日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市消費生活センター（85-3491）

## ◇登別市消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催しました！

令和元年 10 月 11 日（金）に市民会館中ホールにおいて、令和元年度 登別市消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催しました。始めに、登別市消費生活センターから平成 30 年度消費生活事業報告をしました。相談件数は 252 件 で、昨年度の 253 件と比べてほぼ横ばいで依然として 60 歳以上の高齢者からの相談が多い状況となっております。登別市消費者被害防止ネットワークの各機関との連携対応や情報提供は 19 件 あったと報告されました。

その後、（一社）北海道消費者協会 非常勤講師の萱場律子氏を講師としてお招きし、「悪質商法から身を守るために」と題してご講演をいただきました。「灯油タンク洗浄サービスの訪問販売」「電話勧誘で契約した健康食品」「お試しのつもりが定期購入だった」の相談事例を交え気づきのポイント、見守りにおける連携方法等についてわかりやすく説明していただきました。

さらに参加者自身にも役立つ「キャッシュレス」についてと大変興味深い内容でした。当日は様々な事業所（介護事業者や郵便局等）、民生委員・児童委員、町内会から 65 名のご参加をいただき、今回で 4 回目となる定例会議を終えました。

また、消費生活センターへ相談や情報提供をしていただくことにより、消費者被害を未然に防ぐことにつながりますので、これからも「見守り」「気づき」を大切に、地域一体での見守り活動のご協力をよろしくお願いします！



## 消費生活センターに寄せられた相談事例

### Q：ネットビジネスで簡単に稼げる?! もうからない…解約したい

ネットビジネスに関する無料のメールマガジンに「月収 1000 万円以上」と書いてあったので、メールで代表者に連絡を取った。「食品や日用品などを仕入れてネット上で販売するビジネスで、単純作業で誰でもできる、必ず稼ぐことができる」と説明された。通常は6ヶ月間のサポートだが、今日中に申し込みれば利益が150万円になるまで無期限でサポートするとのことなので、クレジットカードで50万円支払って契約した。教材をダウンロードして言われたとおりにやってみたが、稼げるどころか損失が出た。途中で質問をしても自分で調べるようにと言われ、全くサポートしてもらえなかった。信用できないので解約し、返金してほしい。(30代 男性)



**A**：副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウと称してインターネット等で販売されている情報のことを「情報商材」といいます。広告等をきっかけに簡単に収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って収入が得られないという相談が全国の消費生活センターに多数寄せられています。

この事例の場合、事業者が具体的な説明をせず、確実に収入が得られることを強調して契約を勧めていることや、契約書面等を見ても具体的なサービス内容の記載がないことなど、販売方法に問題があると相談者に説明しました。また、契約の経緯をまとめた書面を事業者と決済代行会社、クレジットカード会社に送付するよう助言しました。

当センターからも事業者に連絡し、問題点を伝えて交渉しましたが、「相談者が指示どおりに作業していない、利益が得られるまでサポートすることになっているので解約には応じられない」と主張しました。そこで決済代行会社に事業者の販売方法や対応に問題があることを伝え、協力を求めたところ、最終的に事業者から全額返金されることになりました。相談者には簡単に高額収入が得られることは考えにくいので、今後は注意するよう伝えました。

#### ◎簡単にもうかる話はありません◎

このほか、「FXや仮想通貨の自動売買ツールを使えば簡単にもうかる」「アプリを紹介するだけで報酬がもらえる」と説明されたが、実際にやってみるともうからなかったなどの相談も寄せられています。事業者の言うとおりにすれば、自分は何もしなくても簡単にお金が稼げるなどという話にはあり得ません。「誰でも簡単に稼げる」といった説明があったらまずは疑い、契約をする前に冷静に考えましょう

(道立消費生活センター発行「きらめっく」NO. 117から)

# 高齢者の見守りと気づきのポイント

～高齢者のちょっとした変化に気づいてください～

早く気付くことで、被害を未然に防止したり、最小限にすることができます

## 家の様子について

- 家に見慣れない人が出入りしていないか
- 不審な電話のやりとりがないか
- 家に見慣れないもの、未使用のものが増えていないか
- 見積書、契約書などの不審な書類や名刺などがいないか
- 家の屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡はないか
- カレンダーに見慣れない事業者名などの書き込みがないか



## 本人の様子について

- 定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか
- 生活費が不足したりお金に困っていたりする様子はないか
- 何かを買ったことを覚えていないなど、判断力に不安を感じることはないか

## ◇消費生活センターについて◇



消費生活センターは登別市役所 1 階 2 番窓口の市民サービスグループ内にあります。相談は平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで受け付けており、電話や来庁での相談対応を行っています。

消費生活に関するトラブルは、年々巧妙化し、被害額も大きく、より深刻化しています。どこに相談してよいか分からないとき、契約や取引に関するトラブル、製品事故、多重債務などを窓口で受け付けております。

また、相談者のプライバシーの保護や相談しやすい環境として、相談室をご用意しております。高齢者や障がいをお持ちの方には、訪問対応も行っておりますので、お気軽にご相談ください。



(消費者庁イラスト集より)

▶登別市消費生活センター：☎85-3491



# 入院することも！ 脚立・はしご からの転落に注意

**事例1** 洗面所の電球を交換しようと  
**脚立**に上った際に**転落**した。  
右足を**骨折**し、**手術**をする  
ことになった。(70歳代 男性)

**事例2** 庭の柿を採ろうと  
して、**はしご**に上がったところ  
**バランスを崩し**、5段目  
あたりから**転落**した。その  
後も痛みが続くので、近くの  
医院を受診すると、骨盤や  
大たい骨を**骨折**しており、  
大きな病院で**入院**すること  
になった。(80歳代 女性)



## ひとこと助言



無理を  
しないで

- 脚立やはしごから転落や転倒して骨折してしまうと、それをきっかけに寝たきりになることもあります。また頭部等に重篤なけがを負い、後遺症が生じることもあるので注意が必要です。
- まだ大丈夫とは思わず、高所での作業は事業者等に依頼することも検討しましょう。加齢に伴い、誰でも身体・認知の機能が衰えてきます。無理をしないことが大切です。
- 作業は一人きりでは行わず、用具も安定性の高いものを選び、使い方について今一度確認しましょう。